

提案仕様書

本仕様書は、福岡市（以下、本市という）の「令和8年度外国人介護人材の受入のための草の根交流事業業務委託」に係る各種事業の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技最優秀提案者との委託契約を締結する際は、本市と受注者が協議のうえ、契約書の仕様を定めることとする。

1 契約件名

令和8年度外国人介護人材の受入のための草の根交流事業業務委託

2 履行場所

福祉局高齢社会部高齢社会政策課ほか

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 事業の背景・目的

中長期的な就労人口の減少が見込まれる中、外国人介護人材の受入にも積極的に取り組む必要があるため、本市においては、国や県と役割分担・連携をしながら、事業を実施している。

本事業では、外国人介護人材等*と地域住民等との交流を通じて相互理解を促進、地域全体で受け入れをサポートできる環境をつくり、外国人介護人材の定着及び更なる参入促進を図っていくもの。

※介護福祉士養成施設等で学ぶ学生や、他分野で働いたり、学んだりしている外国人であっても介護業界に興味がある、又は興味を持ちそうな外国人を含む。

5 業務内容及び成果指標

(1) 事業概要

外国人介護人材等と地域住民等との交流を通じて相互理解を促進、地域全体で受け入れをサポートできる環境を“草の根のように”醸成し、福岡市への定着を図る取組みについて、ただ場に来るだけではなく、交流が促進される取組みについて下記を踏まえ、提案すること。

ア 交流会は実地で合計8回以上行うこと。

イ 社会福祉協議会と連携するなど、地域住民と外国人介護人材の交流を2回以上行うこと。

ウ 外国人介護人材が交流を通じて日本語を学び、日本語能力の向上につながる交流を2回以上行うこと。

エ その他、本事業の目的を達成するため、外国人介護人材等と地域住民等との交流事業を提案すること。

オ 交流事業の提案にあたっては、参加者が楽しめる様々な企画を提案すること。
また、本事業による交流だけに留まらず、継続的な交流につなげるための提案すること。

カ 交流の中で日本語の理解が難しい外国人に対しての支援を行うこと。

キ 交流会のうち2回は福岡市介護人材交流・サポートセンターと連携し、センターの場を使って実施すること。（センターの机、椅子などの備品は使用可能）

○福岡市介護人材交流・サポートセンター

福岡市中央区荒戸3丁目3番39号 福岡市市民福祉プラザ3階

福祉用具展示場内

広さ：約50㎡

HP：<https://kaigo.jinzai-support-fukuoka.com/>

(2) 成果指標

	1	2
指標	参加者数（100人以上）	定着の割合
内容	交流会参加者数	外国人介護人材の参加者のうち、福岡市で介護職として働きたいと感じた割合
目標	延べ100人以上	80%以上

(3) 本市広報の支援

取組をより広く知らせるため本市が実施する広報を支援すること。（取組の写真、動画等記録の提供に加え効果的な広報手法の教示、情報収集など）。

(4) その他の留意事項

感染症等に考慮しながら事業を実施すること。

6 スケジュール

・事業間の連携やターゲット層に応じた適切な実施時期等を考慮した適切な年間スケジュールを提案すること。

※ただし、遅くとも2月下旬頃から順次、事業実施結果報告・課題整理・次年度取り組み提案などの総括を行えるスケジュールとすること。

7 支払いについて

支払いについては、後払いとする。

8 成果物

下記をまとめた最終報告書1部及びデータ

(1) 手続きに使用した書類や関係者の連絡先を整理したもの

(Word、Excel、PowerPoint形式等)

(2) 各種取組の内容と結果をとりまとめたもの(提出の有無・内容等)

(Word、Excel、PowerPoint等)

(3) 事業の今後の展望に関する所見まとめ(事業の中で見えた課題を踏まえたもの)

9 その他

その他の事項としては、下記のとおりとする。

(1) 本件委託業務の実施にあたっては福岡市に随時報告し、必要に応じて適宜協議するとともに本市担当者の指示に従うこと。また、業務遂行上の疑義が生じた場合は、本市担当者との協議の上で決定すること。

(2) 本事業の実施にあたっては、福岡市個人情報保護条例第15条および別紙「個人情報・情報資産取扱特事項」を遵守すること。

(3) 作成した資料・データの著作権は、すべて福岡市に帰属するものとする。

(4) 福岡市契約事務規則に定める各種様式(業務遂行責任者届・完了届・受渡書など)を適宜提出すること。